



国 空 航 第 1 4 号
平成20年4月11日

日本アイソトープ協会 御中

国土交通省航空局技術部運航課長



航空輸送中における事故・故障等に係る国際原子力事象評価尺度の運用について

国際原子力事象評価尺度（International Nuclear Event Scale：INES）は、放射性物質等に関連した事故・故障等の事象について、安全上の重要性を一貫した用語で公衆に速やかに提供するための手段であり、国際原子力機関（IAEA）及び経済協力開発機構／原子力機関（OECD/NEA）の協力により、平成4年3月にユーザーマニュアルが策定され、航空輸送中における事故・故障等の事象に係るINESについては、「核燃料物質等の輸送中における事故・故障等に係る評価尺度の運用について（平成4年7月31日、空航第562号）」により試験的な運用が図られているところです。

今般、国際原子力機関（IAEA）より放射性物質等の輸送中における事故・故障等の事象についての評価尺度を定めた追加ガイダンスが平成18年5月に策定されたことに伴い、航空輸送におけるINES評価の正式な運用については、別添のとおり平成20年4月18日から開始することとしたので、了知願います。

なお、「核燃料物質等の輸送中における事故・故障等に係る評価尺度の運用について（平成4年7月31日、空航第562号）」は、本通達をもって廃止します。

航空輸送中における事故・故障等に係る国際原子力事象評価尺度の運用について

1. 目的

国際原子力事象評価尺度（INES）の運用は、放射性物質等に関連した事故・故障等の事象について、安全上の重要性を一貫した用語をもって公衆に提供することにより的確な理解促進を図ることを目的とする。

2. INES評価の範囲

原則として「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に規定する国土交通大臣への報告に関する規則（平成17年12月1日国土交通省令第109号）」及び「放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和56年5月18日運輸省令第22号）」等の法令に基づき報告された事象（以下「法令報告事象」という。）であって、航空輸送中（本通達において、放射性物質等を空港内において受け取り、航空機へ搭載し、航空機で輸送し、航空機から取り卸した後から空港内において受け渡すまでの間）に発生した法令報告事象をINES評価の範囲とする。

3. INES評価の運用

航空局技術部運航課において航空輸送中に発生した法令報告事象について報告を受けた場合は、別表の評価尺度に基づき暫定的なINES評価を行い、当該評価がレベル2以上の場合、原則24時間以内に経済産業省又は文部科学省経由でIAEAへ報告する。

また、暫定的なINES評価後は、可能な限り早い時期に専門家による詳細な分析等を踏まえ、正式なINES評価の結果をIAEAへ報告する。

4. 開始時期

INES評価の運用については、平成20年4月18日以降に発生した航空輸送中に発生した法令報告事象から開始する。

国際原子力事象評価尺度 (International Nuclear Event Scale)

レベル		基準					
		(1) 被ばく			(2) 環境への放出	(3) 深層防護の劣化	
		100人超	10人超	10人≦			
7	深刻な事故				(数万超 A ₂)		
6	大事故	致命的、 1Sv (Gy) 超			(千~万 A ₂)		
5	施設外リスク事故	確定的、 1000mSv ≦ 100mSv 超	致命的、 1Sv (Gy) 超		百~千 A ₂		
4	施設外への小リスク事故	100mSv ≦ 10mSv 超	確定的、 1000mSv ≦ 100mSv 超	致命的、 1Sv (Gy) 超	(数十 A ₂)		
3	重大な異常事象	10mSv ≦ 1mSv 超	100mSv ≦ 10mSv 超	確定的、 1000mSv ≦ 100mSv 超	(数 A ₂)	安全機能の喪失	収納量 100A ₂ 値を超える輸送物の紛失・盗難・誤配
2	異常事象		10mSv ≦ 1mSv 超	100mSv ≦ 10mSv 超	(A ₂ 未満)	安全機能のかなりの劣化	収納量 A ₂ ~100A ₂ 値の輸送物の紛失・盗難・誤配
1	逸脱			10mSv ≦ 1mSv 超		運転制限範囲からの逸脱	収納量 A ₂ 値未満の輸送物の紛失・盗難・誤配、重大な書類・標識の不備
0	尺度外	安全上重要でない事象					
INES 評価対象外		安全性に関係しない事象					

追加ガイダンス2006に基づく輸送事象レベル評価